

令和2年11月26日

地域密着型サービス事業所 「デイサービスケアパーク守谷」の指定更新について

介護保険法上、市町村長、指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとあります。(介護保険法第78条の2第7項、介護保険法第115条の12第5項)

これを受け当市は、守谷市地域包括支援センター運営協議会設置要綱第8条において、地域密着型サービス(以下「サービス」という。)の指定、サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関し市長に対し意見を述べるため並びにサービスの質の確保及び運営評価その他市長がサービスの適正な運営のために必要であると判断した事項について協議するため、協議会にサービスの運営に関する委員会を置いております。

協議事項

現在守谷市で指定地域密着型サービス事業所に指定しております「デイサービスケアパーク守谷」が、令和2年12月20日に指定有効期間満了となるため、「株式会社ぱーく」より令和2年9月29日付けで指定更新申請が提出されました。これに伴い「地域密着型サービスの運営に関する委員会」としての御意見をお願いいたします。

1 事業所名	デイサービスケアパーク守谷
2 事業所の所在地	茨城県守谷市薬師台六丁目7番地1
3 サービスの種類	地域密着型通所介護
4 指定の更新日	令和2年12月21日
5 指定の有効期限	令和8年12月20日

- ・ 現行と同じく地域密着型通所介護事業所として申請がありました。申請のあった「デイサービスケアパーク守谷」は、利用定員が12名です。書類審査及び現地確認(令和2年11月5日実施)を行い、指定基準に適合していることを確認しております。
- ・ 資料として、事業所概要を添付しております。

事業所概要

「デイサービスケアパーク守谷」

- 1 申請者名 株式会社ぱーく
- 2 主たる事務所の所在地 茨城県守谷市薬師台六丁目7番地1
- 3 法人代表者氏名 代表取締役 本原 雪恵
- 4 事業所名 デイサービスケアパーク守谷
- 5 事業所の所在地 茨城県守谷市薬師台六丁目7番地1
- 6 サービスの種類 地域密着型通所介護
- 7 指定年月日 平成28年4月1日（県指定：平成26年12月21日）
- 8 指定の有効期限 令和2年12月20日
- 9 利用者数 12人
- 10 サービス提供時間 （午前）9時00分から12時05分
（午後）13時30分から16時35分
- 11 従業者数 8人（管理者1，生活相談員2，機能訓練指導員1，
介護職員2，看護職員兼機能訓練指導員2）
- 12 事業の目的
要介護状態にある高齢者に対し適正なサービスを提供することを目的とする。
- 13 運営の方針
(1) 従業者は、要介護状態の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の心身的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活の世話及び機能訓練などの介護、その他必要な援助を行う。
(2) 事業の実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 14 事業所の特徴
当該事業所は地域密着型通所介護という利用定員が少ない事業所で、午前と午後の2回に分けてサービス提供を実施している。市内にある地域密着型通所介護8事業所の中では午前と午後に分けてサービスを提供している事業所は当該事業所だけである。当該法人は、地域密着型通所介護事業所以外に訪問介護事業所を運営している。
また、機能訓練指導員が3名配置（うち1名は常勤専従）されていて、個別機能訓練が専門職員の指導のもと行われている、機能訓練型のデイサービスである。